

# 消費者だより

令和8年3月



## 新生活にひそむ

## 消費者トラブルにご用心!

4月から始まる新生活では、さまざまな契約手続きを行う機会が増え、消費者トラブルも増加する傾向があるので注意しましょう。

### ■相談事例

#### ①電力や光回線など、ライフラインに関連する契約のトラブル

- ・突然やって来た電力会社代理店の担当者から「マンションの皆さんが電力会社を変更している」と勧誘された
- ・契約中と思われる光回線事業者から「今より安いプランがある」と勧誘されたが、調べたら別の光回線事業者代理店からの電話だった

#### チェックポイント

- ・勧誘されてもすぐに契約せず、内容をきちんと確認しましょう。
- ・不要な契約ならその場できっぱり断りましょう。
- ・不審に感じたら、マンション管理組合や管理会社などに確認しましょう。

#### ②SNS をきっかけとした儲け話や副業に関するトラブル

SNS でアルバイト情報を探していたら、「初心者でも簡単に始められる」「すぐに元が取れる」などの副業情報を見つけ、連絡をした。オンライン会議で説明を受けて、情報商材を勧められ、50万円を担当者口座に送金した。しかし、その内容は当初説明されていたものとは程遠く、全く儲からない。解約しようと思ったが事業者と連絡がつかなくなった。

#### チェックポイント

- ・「簡単に儲かる」は存在しません。一攫千金の話には飛びつかず、冷静に契約内容や利用規約を確認しましょう。
- ・送金後の被害回復は困難です。高額送金を求められた場合は詐欺を疑いましょう。

### ■消費者へのアドバイス

契約・購入前に、契約内容や利用規約、返品条件などをしっかり確認しましょう。

契約をしてしまったあとでも、クーリング・オフができる場合もあります。

分からないことや不安なことがある場合は、家族や消費生活センターなど、信頼できる相手に相談をしましょう。

千代田区消費生活センター

TEL:03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9:00～16:30

(土日祝、年末年始除く)

分からないことがあれば、  
消費生活センターに  
ご相談ください。

